

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議（第1回）

平成31年4月12日（金）

16:00～16:15

中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶
- 2 連絡会議の趣旨説明
- 3 主要な検討課題に関する取組状況の報告
- 4 今後の予定

（配布資料）

- 1 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について（案）
- 2 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員の官職の指定について（案）
- 3 経済財政運営と改革の基本方針2018（抜粋）
- 4 裁判手続等のIT化について
- 5 特許訴訟制度の見直し
- 6 国際仲裁をめぐる現状と課題

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について

平成 31 年 4 月 日
関係府省庁申合せ案

1. 平成 30 年 6 月 15 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2018」において、「司法制度改革推進法の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法改革を政府を挙げて推進する」、ことが盛り込まれているところである。

関係行政機関等の連携・協力の下、民事司法制度改革に向けた喫緊の課題（裁判手続 IT 化、知財紛争における既存の ADR 機関や裁判所等の紛争解決能力の強化等）を整理し、その対応を検討するため、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2. 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加し、又は関係者の出席を求めることができる。

議 長	内閣総理大臣補佐官（国土強靱化及び復興等の社会資本整備、地方創生、健康・医療に関する成長戦略並びに科学技術イノベーション政策担当）
副 議 長	内閣官房副長官補（内政担当）
構 成 員	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付 内閣官房日本経済再生総合事務局次長 内閣府知的財産戦略推進事務局長 法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省大臣官房司法法制部長 法務省民事局長 外務省経済局長 文化庁次長 経済産業省貿易経済協力局長 特許庁長官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局長 日本弁護士連合会副会長

3. 会議は、必要に応じ幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4. 会議及び幹事会の庶務は、法務省の協力を得て、内閣官房において処理する。

5. 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

平成 31 年 4 月 日
民事司法制度改革推進に関する
関係府省庁連絡会議議長決定案

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議の開催について（平成 31 年 4 月 日関係府省庁申合せ）第 3 項の規定に基づき、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会の構成員の官職を以下のとおり指定する。

議 長	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）兼法務省大臣官房付
構成員	内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房日本経済再生総合事務局参事官
	内閣府知的財産戦略推進事務局参事官
	法務省大臣官房国際課長
	法務省大臣官房司法法制部司法法制課長
	法務省民事局民事法制管理官
	外務省経済局政策課長
	文化庁著作権課長
	経済産業省貿易経済協力局貿易振興課長
	特許庁総務部総務課法務調整官
オブザーバー	最高裁判所事務総局総務局第一課長
	日本弁護士連合会事務次長

経済財政運営と改革の基本方針 2018

～ 少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現 ～

平成 30 年 6 月 15 日

経済財政運営と改革の基本方針 2018 (目次)

第1章 現下の日本経済 1

1. 日本経済の現状と課題、対応の方向性

(1) 日本経済の現状と課題

経済財政の現状

今後の課題

(2) 対応の方向性

潜在成長率の引上げ

消費税率引上げと需要変動の平準化

経済再生と両立する新たな財政健全化目標へのコミットメント

地方創生、地域活性化の推進

2. 東日本大震災等からの復興

(1) 東日本大震災からの復興・再生

切れ目のない被災者支援と産業・生業の再生

原子力災害からの福島復興・再生

(2) 熊本地震と自然災害からの復興

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組 8

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

幼児教育の無償化

高等教育の無償化

大学改革

リカレント教育

(2) 多様な人材の活躍

女性活躍の推進

高齢者雇用の促進

障害者雇用の促進

2. 生産性革命の実現と拡大

- (1) 基本的考え方
- (2) 第4次産業革命技術がもたらす変化・新たな展開：「Society 5.0」
- (3) 「Society 5.0」の実現に向けて今後取り組む重点分野と変革の牽引力となる「フ
ラッグシップ・プロジェクト」
- (4) 経済構造革新への基盤づくり
- (5) イノベーション・エコシステムの早期確立
- (6) 今後の成長戦略推進の枠組み

3. 働き方改革の推進

- (1) 長時間労働の是正
- (2) 同一労働同一賃金の実現
- (3) 高度プロフェッショナル制度の創設
- (4) 最低賃金の引上げ等

4. 新たな外国人材の受入れ

- (1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設
- (2) 従来の外国人材受入れの更なる促進
- (3) 外国人の受入れ環境の整備

5. 重要課題への取組

- (1) 規制改革の推進
- (2) 投資とイノベーションの促進
 - 科学技術・イノベーションの推進
 - 教育の質の向上等
 - 成長力を強化する公的投資への重点化
- (3) 経済連携の推進
 - 新たな経済秩序の拡大
 - 海外展開の促進
- (4) 分野別の対応
 - 農林水産新時代の構築
 - 観光立国の実現
 - 文化芸術立国の実現
 - スポーツ立国の実現
 - 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた取組
 - 既存住宅市場の活性化
 - 宇宙開発利用の推進

6. 地方創生の推進

- (1) 地方への新しいひとの流れをつくる
- (2) 中堅・中小企業・小規模事業者への支援
- (3) まちづくりとまちの活性化
- (4) 意欲ある地方自治体への後押し、地方分権改革の推進等
- (5) これからの時代にふさわしい国土の均衡ある発展
- (6) 沖縄の振興

7. 安全で安心な暮らしの実現

- (1) 外交・安全保障の強化
 - 外交
 - 安全保障
- (2) 資源・エネルギー、環境対策
 - 資源・エネルギー
 - 環境対策
- (3) 防災・減災と国土強靱化の推進
- (4) 暮らしの安全・安心
 - 治安・司法
 - 危機管理
 - 共助社会・共生社会づくり
 - 国民皆保険
 - 消費者の安全・安心
- (5) 少子化対策、子ども・子育て支援

第3章 「経済・財政一体改革」の推進 ----- 48

1. 経済・財政一体改革の進捗と評価

2. 2019年10月1日の消費税率引上げと需要変動の平準化

- (1) 消費税率引上げ分の使い道の見直し
- (2) 軽減税率制度の実施
- (3) 駆け込み・反動減の平準化策
- (4) 耐久消費財対策

3. 新経済・財政再生計画の策定

- (1) 基本的考え方
- (2) 財政健全化目標と実現に向けた取組

4. 主要分野ごとの計画の基本方針と重要課題

- (1) 社会保障
- (2) 社会資本整備等
- (3) 地方行財政改革・分野横断的な取組等
- (4) 文教・科学技術等
- (5) 税制改革、資産・債務の圧縮等

5. 歳出改革等に向けた取組の加速・拡大

者をきめ細かく支援するため、被災者ごとに支援プランを作成する仕組みを検討する。南海トラフ地震について、新たな警戒体制を構築する。また、国民の正しい理解につなげる広報の充実を図る。

強くてしなやかな国をつくるため、「国土強靱化基本計画」¹⁴⁷を見直すとともに、「国土強靱化アクションプラン2018」¹⁴⁸を着実に推進し、堤防整備・ダム再生などの水害対策や、災害時の避難道路を含めた道路などのネットワークの代替性の確保、岸壁や堤防の耐震化などの地震対策、津波対策、雪害対策などの災害対策に取り組む。地域計画の策定及び実施が進むよう支援を充実させるとともに、災害時等の社会貢献に取り組む企業等を認証するよう事業継続の認証制度を充実するほか企業の生産力の強靱化を図るなど、地方自治体や民間の取組の促進を図る。安全なまちづくりに向けて、住宅・建築物の耐震化や地盤の強化、木造密集市街地の改善、無電柱化、民間投資の活用を進める。また、災害派遣医療チームの司令塔機能の強化等を進めるとともに、医療活動訓練等において被災地域で必要とされる医療モジュール¹⁴⁹について実証を推進する。さらに、「世界津波の日」を通じて、国内外において津波防災の重要性を普及啓発する。

原子力災害に対しては、避難計画の策定、訓練研修による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、モデル実証事業等による避難の円滑化、放射線防護施設整備、原子力災害医療の質の向上などの対策を進め、防災体制の充実・強化を図る。

(4) 暮らしの安全・安心

治安・司法

暴力団などによる組織犯罪、サイバー犯罪、薬物犯罪、振り込め詐欺などの特殊詐欺、性犯罪・児童虐待を含む女性や子供への暴力など、近年、深刻化する犯罪への対策も充実させ、必要に応じ多数の機関が連携して良好な治安を確保する。また、ワンストップ支援センターの地域差のない全国への展開や犯罪被害者等支援のための施策を推進する。痴漢被害の防止については、鉄道事業者等と連携し、取組を強化する。

検挙者の約半数が再犯者という現状を踏まえ、「再犯防止推進計画」¹⁵⁰に基づき、職業訓練・就労支援、福祉等の利用促進、女性等の特性に応じた指導、保護司・協力雇用主・更生保護施設の活動促進、民間資金活用、地方自治体との連携、矯正施設的环境整備等を強化する。子供の死因の分析とその情報の共有¹⁵¹、違法薬物による中毒死等に対する検査・解剖の推進等により、死因究明の体制を強化する。

治安や海上保安、司法分野の人的・物的基盤や国際的ネットワークを強化するとともに、国内外の法的紛争の未然防止に向けた予防司法機能を充実させる。あわせて、国際法等の知見を有する国際的な司法人材を育成する。日本型司法制度の強みを重要なソフ

(Technical Emergency Control Force)とも呼ぶ。

¹⁴⁷ 「国土強靱化基本計画」(平成26年6月3日閣議決定)

¹⁴⁸ 「国土強靱化アクションプラン2018」(平成30年6月5日国土強靱化推進本部決定)

¹⁴⁹ コンテナ等の中に医療資機材を搭載することにより、医療機能を運搬可能にするもの。

¹⁵⁰ 「再犯防止推進計画」(平成29年12月15日閣議決定)

¹⁵¹ CDR(Child Death Review):子供の死因を分析し、データバンクで情報共有。

トパワーとし、京都 kongress 2020¹⁵²の成功に向けて、国連や関係各国と連携・協力し、司法分野における国内外の取組「司法外交」を、外交一元化の下、オールジャパンで総合的・戦略的に推進する。

あわせて、司法制度改革推進法¹⁵³の理念に則り、総合法律支援など利用しやすく頼りがいのある司法の確保、法教育の推進などを含む民事司法制度改革を政府を挙げて推進するほか、ヘイトスピーチやインターネット上の人権侵害の解消に向けた取組、若年層の抱える問題を中心とした人権擁護活動、人権侵害の実態を踏まえた適切な啓発活動、高齢運転者対策などの交通安全対策を進める。

危機管理

2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催などを控え、テロの発生を未然に防止し、サイバーセキュリティ対策に万全を期す。このため、先端技術の利活用等を含めたテロ関連情報の収集・集約・分析等の体制・能力を強化するとともに、国際社会や産学と連携しながら、水際対策・入国管理や警戒・警備を強化する。鉄道におけるテロ対策の強化について、関係府省庁が連携し、新幹線を含め対応を図る。あわせて、感染症対策について、国内対策を推進するとともに、国際枠組みや研究・検査・治療体制、薬剤耐性対策等を強化する。また、G20サミットについて、警備等を円滑に実施するための体制を構築する。

共助社会・共生社会づくり

社会的諸課題の解決に寄与する公益活動に、民間の人材や資金を呼び込む。民間の公益活動を促進するため、その成果を適切に評価する手法を普及しながら、寄附文化の醸成や行政・企業・NPOによる協働（コレクティブインパクト¹⁵⁴）、クラウドファンディングや官民連携による社会的ファイナンス¹⁵⁵の活用を促進するとともに、2019年度中の休眠預金等に係る資金の活用制度の運用開始を目指し取組を進める。

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。

障害者の地域生活への移行や農福連携¹⁵⁶を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。また、障害者と障害がない者との比較を可能とするため、障害者統計について、「公的統計の整備に関する基本的な計画」¹⁵⁷に従い、充実を図る。

高齢者・障害者虐待の早期発見・未然防止やセルフネグレクト¹⁵⁸の実態把握等の観点

¹⁵² 「第14回国際連合犯罪防止刑事司法会議」（2020年日本開催予定）

¹⁵³ 「司法制度改革推進法」（平成13年法律第119号）

¹⁵⁴ 分野の垣根を越えて様々な立場の関係者が、目標・成果を共有した上で、共通の評価システムの下で、お互いの強みを活かした取組を集中的に、効果的に行うことで、より迅速により大きな社会的成果の創出を目指すこと。

¹⁵⁵ 成果報酬型民間委託やソーシャル・インパクト・ボンドなど。

¹⁵⁶ 高齢者、障害者、生活困窮者等の農業分野における就農・就労。

¹⁵⁷ 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）

¹⁵⁸ 在宅で高齢者等が、通常一人の人として生活において当然行うべき行為を行わない、あるいは、行う能力がないことから、自己の心身の安全や健康が脅かされる状態に陥ること。

裁判手続等のIT化について



我が国の現状

- 平成16年の民訴法改正で、オンライン申立て等を可能とする規定を整備し、平成18年に支払督促手続についてオンラインでの申立て等を導入したが、民事訴訟一般は最高裁規則等が未整備のため、オンラインでの訴え提起等は不可
- 電話会議システムやテレビ会議システムの利用は一部の手続に限定

諸外国の状況

- アメリカを始めとする欧米諸国では裁判手続のIT化が普及
(もっとも、国により内容等に違いあり)
- 近年、韓国やシンガポールなどのアジア諸国でも急速に裁判手続のIT化が進展・拡大

これまでの経緯

平成29年 6月 9日「未来投資戦略2017(成長戦略)」,「骨太の方針2017」

……裁判手続等のIT化を推進する

平成29年10月30日 内閣官房により「裁判手続等のIT化検討会」(有識者会議)立上げ

平成30年 3月30日 同検討会において、報告書の取りまとめ

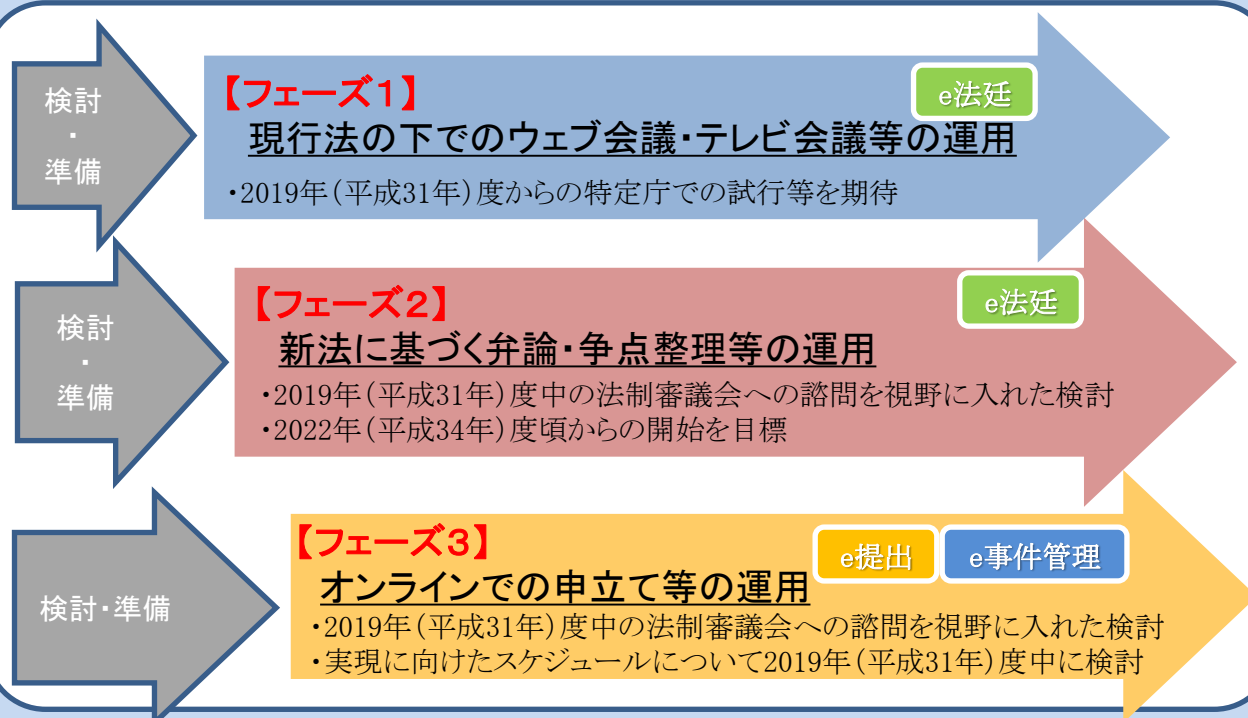
「**裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けてー**」

報告書の内容

(IT化の主な内容)



(プロセス)



平成30年6月15日 未来投資戦略2018 裁判手続等のIT化の推進
平成30年7月24日～ 民事裁判手続等IT化研究会において検討中

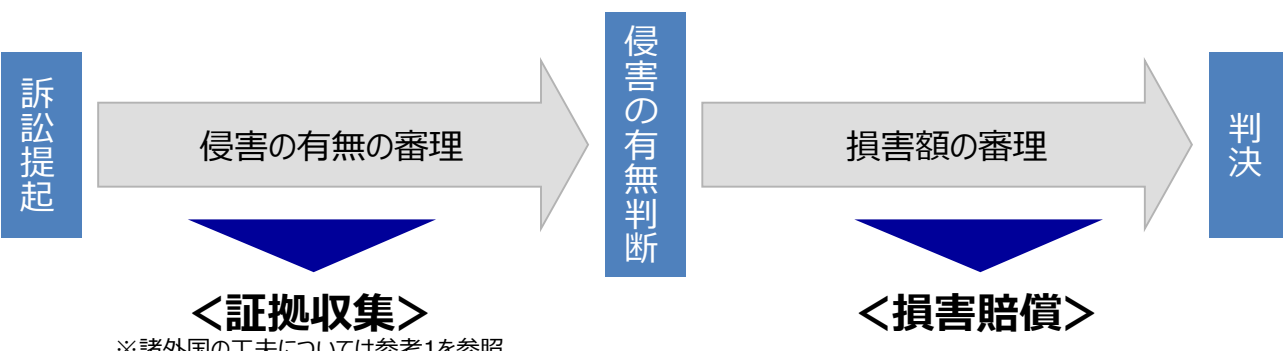
特許訴訟制度の見直し

デジタル革命により業種の垣根が崩れ、オープンイノベーションが進む中、
中小・ベンチャー企業が優れた技術を活かして飛躍するチャンスが拡大。
せつかく取得した特許で大切な技術をしっかり守れるよう、訴訟制度を改善する。

特許訴訟制度の充実

特許侵害の特殊性

- **侵害が容易**（特許は公開、物理的に盗む必要なし）
 - **立証が困難**（証拠は侵害者側に偏在）
 - **侵害を抑止しにくい**（刑事事件の起訴なし）
- ⇒ 「**侵害した者勝ち**」にならないよう配慮が必要



(1) 専門家による現地調査

[査証]

〔 裁判所が中立公正な専門家を選定
侵害が疑われる者の施設へ立入り 〕

※詳細なフローは参考2を参照

✓ **製品を分解しても分からない、
入手できない等の場合に有効**

- 製造方法
- BtoB製品
- プログラム 等

✓ **要件は厳格に設定**

- 侵害行為の立証に必要
- 特許権侵害の蓋然性
- 他の手段では証拠が十分に集まらない
- 相手方の負担が過度にならないこと

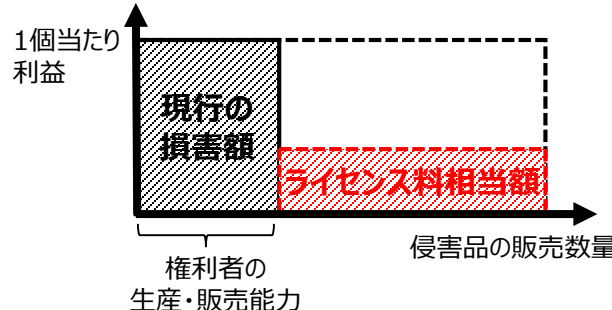
✓ **秘密保護の仕組みを導入**

- 専門家の選定にかかる異議申立て
- 報告書中の秘密情報の黒塗り
- 専門家の秘密漏洩に対する刑事罰

【特許法第105条の2等関係】

(2) 権利者の生産・販売能力等を 超える部分の損害を認定

(ライセンス料相当額)



✓ **中小・ベンチャー企業にも
十分な賠償**

(3) ライセンス料相当額の増額

✓ **特許が有効であり侵害されたことが
裁判で認定されたことを
考慮できる旨明記**

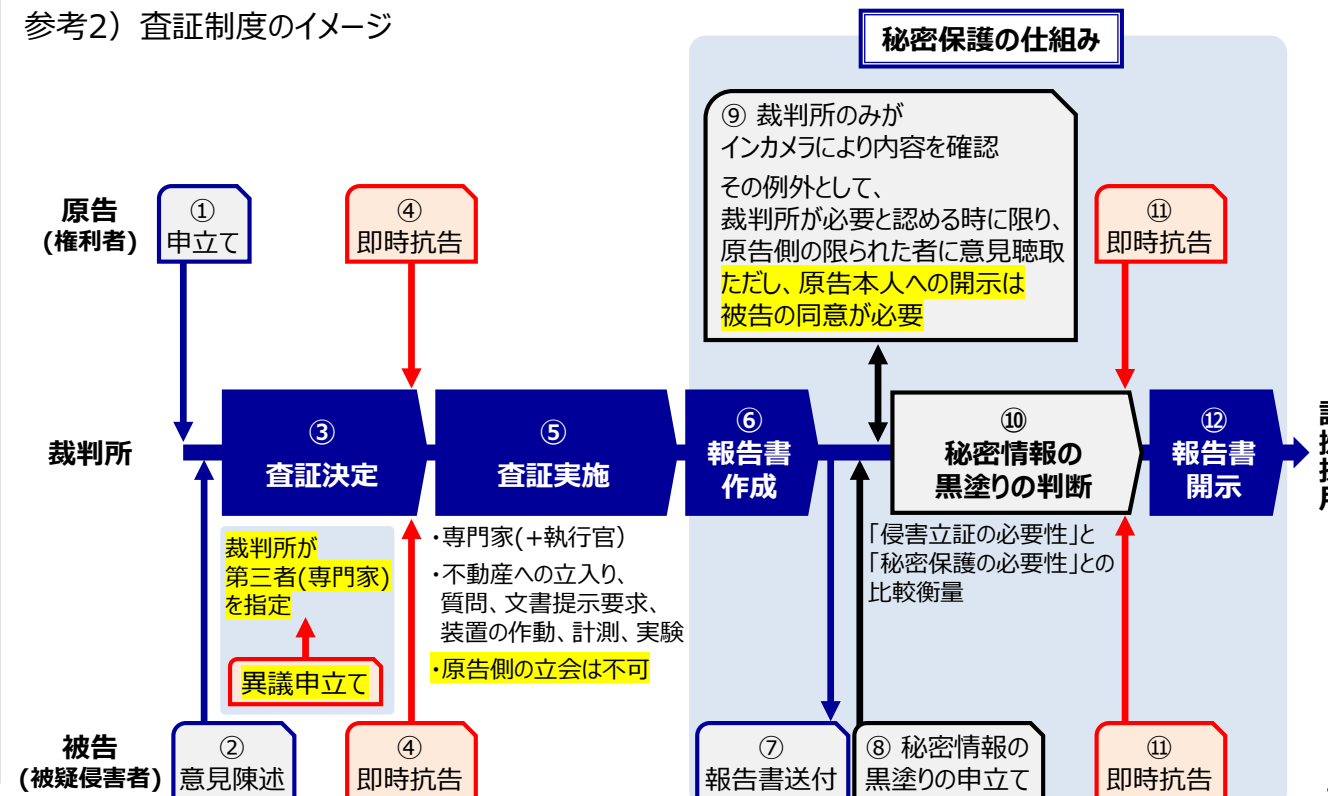
【特許法第102条関係】

※実用新案法第29条、意匠法第39条、商標法第38条
においても同様に改正

参考1) 諸外国における証拠収集の工夫

	日本（改正後）	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	
証拠収集 手続	査証	ディスカバリー	ディスクロージャー	捜索命令	査察	セジー
概要	裁判所が 任命した 専門家が立入り 必要に応じて 執行官が援助	当事者の請求に 基づき、 事案に関連する 広範な証拠を 互いに開示 裁判所は 必要に応じ命令 を発出	裁判所の命令に 基づき、 当事者は書類の 開示リストを交付 相互に閲覧 ※開示範囲は 限定的	裁判所が 任命した 執行官が立入り	裁判所が 任命した 専門家及び 執行官が立入り	裁判所が 任命した 執行官及び 専門家が立入り
利用時期	提訴後	提訴後	提訴後	提訴前・後	提訴前・後 (提訴前が中心)	提訴前・後
主な ペナルティ	真実擬制	法廷侮辱行為 認定 (禁固、罰金等)	法廷侮辱行為 認定 (禁固、罰金等)	法廷侮辱行為 認定 (禁固、罰金等)	刑罰	刑罰

参考2) 査証制度のイメージ



国際仲裁をめぐる現状と課題

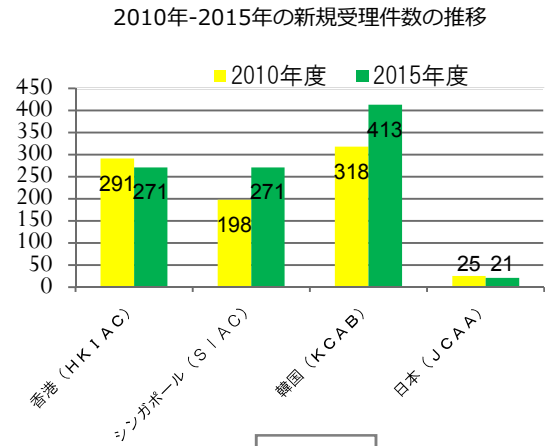
国際仲裁とは

- 国際的な商取引等を巡る紛争について、**当事者が第三者（仲裁人）を選び、紛争解決をその判断に任せる仕組み**
- 海外進出している企業が直面する法的紛争に的確に対応し、国内外の経済成長を支える上で**重要な司法インフラ**

訴訟と比べた特徴（メリット）

- 多国間条約の整備により、**外国での執行が容易**
- 非公開**（企業秘密が守られる）
- 迅速**（通常、一審限りで手続を終了）
- 専門的、中立的な仲裁人を選べる**
（経済新興国の訴訟では裁判所について公平・公正、法に基づく判断を得られるとは限らず、結論の予測が困難）

我が国の現状



要因の分析

- 世界の主要な仲裁機関である、SIAC（シンガポール）、AIAC（マレーシア）、HKIAC（香港）、LCIA（ロンドン）、ICC（パリ）等それぞれの取組を調査分析
- 仲裁人材の不足**
語学力を有し、世界を股にかけて活躍する仲裁人・仲裁代理人が少ない
 - 拠点の不存在**
仲裁審問専用設備の不存在
 - 仲裁手続の認知度が低い**
ユーザーである企業（とりわけ中小企業）に仲裁手続の有用性が知られていない

国際仲裁活性化の必要性

活性化に向けた動き

- 日本仲裁人協会、日弁連等から意見書提出
- 司法制度調査会提言、経済財政運営と改革の基本方針2018（骨太の方針）
- 内閣官房に「国際仲裁活性化に向けた関係府省連絡会議」を設置（H29.9）
同連絡会議において「**国際仲裁活性化に向けた施策（中間とりまとめ）**」を公表（H30.4）
- 大阪中之島合同庁舎**を活用した、民間における広報・意識啓発等のための**パイロットプロジェクト**を開始（H30.5）

活性化に向けた課題

- 人材の確保・育成**
世界的に著名な仲裁人の確保
研修や海外仲裁機関への派遣
OJTの必要性
 - 仲裁施設の確保**
国際仲裁先進国に比肩する施設を確保
 - 国内外への周知・働きかけ**
経済界等への継続的な働きかけ
海外への広報
- 等